

広島県告示第五百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

庄原市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成三〇年九月三日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市口和自治振興センター
平成三〇年九月四日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市役所比和支所
平成三〇年九月五日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市役所高野支所
平成三〇年九月六日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市西城体育館
平成三〇年九月七日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市役所東城支所
平成三〇年九月一〇日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市小奴可自治振興センター
平成三〇年九月一日	午前二時～午後二時三〇分	庄原農協総領支店
平成三〇年九月二日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市東自治振興センター
平成三〇年九月三日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市北自治振興センター
平成三〇年九月四日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市本村自治振興センター
平成三〇年九月八日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市民会館
平成三〇年九月九日	午前二時～午後二時三〇分	庄原市民会館

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成三〇年九月三日～ 平成三一年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会